

投手の12秒及び20秒ルールの取り扱い基準

奈良県軟式野球連盟審判部

奈良県軟式野球連盟では2023年度より「12秒及び20秒ルール」を採用する。
県大会での対象はA級のみとし、B,C級については近畿大会以上で採用する。
学童・少年部では採用しない。

1. 12秒及び20秒ルール

投手は、捕手その他の内野手または審判員からボールを受けた後、走者がいない場合には12秒以内に、走者がいる場合には20秒以内に投球しなければならない。

違反した場合、球審は走者が塁にいない場合にはただちにボールを宣告し、走者がいる場合は警告を発することとし、同一の投手が2度繰り返したら、3度目からはその都度ボールを宣告する。

なお、塁に牽制球を送球したときは、20秒の計時をリセットする。

2. 計時

計時は二塁塁審がストップウォッチを持って行う。

3. 12秒ルールの適用

①走者がいない場合に適用する。

②12秒の計時は、投手がボールを所持し、打者がバッターボックスに入って投手に面したときに始まり、投手が投球動作を開始したときに終わる。 必携で「リリース」終了

※投手が投手板についているかどうかに関係なく、打者の準備が整ったときに計時を始める。

③12秒を経過したとき、二塁塁審はタイムを宣告し、球審に12秒が経過したことを知らせる。

※二塁塁審のタイムの宣告と同時にボールデッドとなる。

※タイムの宣告は必ず投球動作の開始前に行うこと。

④二塁塁審の知らせを受けた球審は、ボールを宣告する。その際、球審は投手及び守備側の監督に12秒ルールを適用したことを告げる。

4. 20秒ルールの適用

①走者がいる場合に適用する

②20秒の計時は次のときに始まり、いずれの場合も投手が投球動作を開始したときに終わる。

A) イニングが始まる時やボールデッドになったときは、球審がプレイを宣告したとき。

B) ボールインプレイの状態、新しい打者が打撃を開始するときや、打者がバッター

ボックスの外に出ざるを得なくなったとき、または打者がバッターボックス内で打撃を継続しているときは、投手がボールを所持し、打者がバッターボックスに入って投手に面したとき。

※投手が投手板についているかどうかに関係なく、打者の準備が整ったときに計時を始める。

※打者の準備が整ったときとは、打者が持つバットを肩の高さまで上げたときを目安とする。

- ③1度目及び2度目の20秒を経過した場合の投球はそのまま続けさせる。その投球に伴うプレイが止まったところで二塁塁審は「タイム」を宣告し、球審へ20秒を経過したことを伝達する。球審は、投手及び守備側の監督に20秒が経過した投球であることの警告を発するとともに、その回数を知らせる。

※タイムの宣告以前のプレイは有効とする。

- ④3度目に20秒を経過したとき、二塁塁審と球審は、走者がいないときと同様の処置をする。

- ⑤投手が塁に牽制球を送球したときは、20秒の計時をリセットする。

※投手板を外しただけのときや偽投のときは、計時を継続する。

※送りバントのケースなど、捕手が内野手にサインを出している間も、計時は継続する。

以上